

SEC フラッシュレポート

SEC が、解釈指針の最終化と同時に、監査基準第 5 号へのパブリックコメントを求め、 重要な不備の新しい定義を提案

(2007 年 6 月 21 日)

昨日、証券取引委員会 (SEC) は会社による財務報告に係る内部統制 (ICFR) の評価に関する経営者のための解釈指針をようやく最終化した。最終化された指針は、官報に掲載後直ちに有効となる。本指針は、以下のサイトで入手可能である。

<http://www.sec.gov/rules/final.shtml>

また、SEC は以下の修正を採択した。

- (1) 取引所法規則 13a-15 (c)、15d-15 (c) を修正し、SEC の解釈指針に基づく評価が、当該規則による経営者の年次評価の要請を満たすことを明確にした。
- (2) 規則 1-02 (a) (2) 及び Regulation S-X の 2-02 (f) を修正し、外部監査人が監査報告書において ICFR の有効性に関する直接の意見のみを表明することを要請した。
- (3) 取引所法規則 12b-2 と Regulation S-X の 1-02 を修正し、「重大な欠陥」を定義した。

これらの規則の修正は、以下のサイトで入手可能であり、通常、官報への掲載から 60 日後に有効となる。 <http://www.sec.gov/news/whatsnew/wn062007.shtml>

また、SEC は、「重要な不備」を定義するために、取引所法規則 12b-2 及び Regulation S-X の 1-02 の修正を提案した。提案の内容は以下のサイトで入手可能であり、この提案に対するコメントの期限は、官報への掲載から 24 日以内である。 <http://www.sec.gov/rules/proposed.shtml>

SEC は、今週、PCAOB の監査基準第 5 号「財務報告の監査と統合された財務報告に係る内部統制の監査」に対するパブリックコメントを求めた。本件の内容は以下のサイトで入手可能であり、コメントの期限は 2007 年 7 月 12 日である。 <http://www.sec.gov/news/whatsnew/wn061807.shtml>

SEC によるこれらのアクションは予想されたものであり、驚くようなものはない。上記の事項はすべて 2007 年 5 月 23 日付けの Protiviti の SEC フラッシュレポートで議論されており、以下のサイトで入手可能である。 www.protiviti.com

SEC のスタッフが 5 月 23 日の公開会議において述べたように、SEC の最終化された指針に「大きな変更」はなかった。メッセージとしては、404 条対応をより費用対効果の高いものとするための SEC の対応は実質的に完了し、2007 年の監査サイクルに関する限り、現在、すべての情報が入手可能となったといえる。経営者は、会社の 404 条対応チームに SEC の指針の理解と、強固なトップダウン型のリスクベースアプローチの適用に向けた準備を要請すべきである。それが、今年度に 404 条対応プロセスの費用対効果を最大のものとする唯一の方法である。

Protiviti は、会社のリスク評価と外部監査人のリスク評価を整合させるために、以下のような 8 つの重要な意思決定要因を特定した。

- (1) 重要な勘定及び開示 (財務報告要素) の選択
- (2) 重要な財務報告要素に関連する財務報告アサーションの特定
- (3) デザインの有効性を考慮し、関連するアサーションに対応するキーコントロールの選択
- (4) 異なるレベルのリスクに対応した文書化標準の決定
- (5) 運用状況の有効性の担保に必要な証拠を決定する際の、関連する ICFR リスク水準の考慮
- (6) 複数の事業所がある場合の評価範囲の決定
- (7) 外部監査人による他者の作業の利用を促進する基準の理解と適用
- (8) コントロールの不備の重要性を評価する方法の確立

Protiviti は、これらの意思決定要因について検討した白書を作成した。入手希望の方は、最寄りの Protiviti オフィスにご連絡いただきたい。SEC の解釈指針がどのようにこれらの要因の決定方法を変えるか、また、何故これらの意思決定要因が 404 条対応プロセスの管理において重要であるかについて、更なる考察が得られるであろう。